別紙４

## １　栃木県那珂川漁業協同組合連合会内共第１号、内共第２号及び内共第 26 号第５種共同漁業権遊漁規則

１　漁業権者の住所及び名称
　大田原市桧木沢 1033 番地
　栃木県那珂川漁業協同組合連合会
２　漁業権の免許番号
　内共第１号、内共第２号及び内共第 26 号
３　遊漁規則施行の日
　令和６（2024）年１月１日
４　認可した遊漁規則

（目的）

第１条　この規則は、栃木県那珂川漁業協同組合連合会（以下「本会」という。）の有する内共第１号、　内共第２号及び内共第 26 号第５種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、本会を構成する会員漁業協同組合（以下「会員組合」という。）の組合員以外の者がする水産動物（内共第１号にあっては、さくらます・やまめ、にじます、いわな、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、どじょう、しまどじょう、なまず、うなぎ、かじか及びかにを、内共第２号にあっては、さくらます・やまめ、にじます、いわな、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、どじょう、うなぎ及びかじかを、内共第 26 号にあっては、さくらます・やまめ、うぐい、おいかわ、ふな、どじょう及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

（遊漁料の納付義務）

第２条　漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

２　前項の規定による申請は、口頭、組合が指定するオンラインシステム、又は氏名等を記載した遊漁承認申請書の提出によりしなければならない。

３　組合は、第一項の規定による申請があったときは、水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第１項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 11 条に規定する場合を除き、第１項の承認をするものとする。

４　遊漁者は、直ちに、第７条第１項から第３項に基づく遊漁料を同条第５項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具及び漁法の制限）

第３条　遊漁者は、本会が別に定める場合を除き、徒手、手釣、竿釣（あゆの友釣以外の掛釣、空釣及び擬似おとり釣（あゆルアー釣）を除く。）、投網、四手網、たも網、手網、やす突又は置針以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

２　手釣、竿釣及び虫釣（餌釣を含む。）による遊漁の場合に使用できる漁具の数は、１人３組以内とする。

３　次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の右欄に定める規模でなければならない。

| 漁具及び漁法 | 規模 |
|---|---|
| 投網 | 網目こま９ミリメートルを超えるもの |
| 四手網 | 間口２メートル未満であって、網目こま９ミリメートルを超えるもの |
| たも網及び手網 | 円形のものであって口径 40 センチメートル未満のもの又は方形のものであって長辺の長さ 50 センチメートル未満のもの |
| あゆの友釣 | はりすの長さがおとりの鼻かんから 40 センチメートル未満のもの |
| 置針 | 一人一回につき、針数は 50 本まで |

４　次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の右欄に定める期間に限り、これを用いることができる。

| 漁具及び漁法 | 期間 |
|---|---|
| 投網 | 組合員の投網解禁日から 12 月 31 日まで |
| オランダ釣 | 9 月 1 日から 11 月 20 日まで（中学生及び小学生は 8 月 1 日から） |

５　遊漁者は、遊漁をする場合において、次の行為をしてはならない。

(1)　原動機付船等を使用すること。
(2)　友釣りでリールを使用すること。
(3)　船釣りで全長 50 メートル以上のもやい綱を使用すること。

（遊漁期間）

第４条　次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

| 魚　　種 | 期　　間 |
|---|---|
| あゆ | 6 月 1 日から 11 月 20 日まで |
| さくらます・やまめ及びいわな | 3 月 1 日から 9 月 19 日まで |
| かじか | 6 月 1 日から 10 月 31 日まで |

２　前項の公表は、本会等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

（禁止区域等）

第５条　前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法を用いた遊漁は、同表の中欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。ただし、本会が水産資源保護のため、漁獲制限を別に定めて公示する場合を除く。

| 漁具及び漁法 | 区　　域 | 期　　間 |
|---|---|---|
| 舟（舟に類するものを含む。）を用いるもの | 1　内川<br>矢板市安沢赤渕堰から上流国道バイパス橋に至る区域<br>2　箒川<br>矢板市土屋東北本線鉄橋から上流の区域 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |
| 投網 | 1　那珂川<br>(1)　大田原市湯殿大橋から上流の本流及びその支流（亀久川、立沢川、海法地沢川、滑川、日暮沢川、八塩沢川、高野川、なら沢川、湯川（那須町大字高久蕪中地先で那珂川と合流）、高雄股川、下黒尾川、上黒尾川、高野沢川、沢名川、湯川（那須塩原市板室字塩沢地先で那珂川と合流）、木の俣川、西俣沢川、ヒツ沢川、矢沢川、大川、刑部沢川、コブキ沢川、大沢川、大スミ川、小スミ川、御沢川、江戸沢川、湯川（那須塩原市三斗小屋地先で那珂川と合流）、峠沢川及び赤岩沢川）<br>(2)　新那珂橋跡から上流三川又用水頭首工下流 100 メートルに至る区域<br>(3)　那須烏山市初音地先清水川合流点から上流境頭首工までの区域<br>2　逆川<br>茂木町平成橋から下流林橋に至る区域<br>3　坂井川<br>茂木町みその橋から下流の区域<br>4　荒川<br>(1)　那須烏山市向田地先江川合流点から上流の江川及びその支流（岩川及び西江川）<br>(2)　さくら市内川合流点から上流野辺山堰に至る区域<br>(3)　さくら市小入堰から上流の本流及びその支流（谷川及び菅の沢川）<br>5　内川<br>さくら市八竜神堰から上流の本流及びその支流（江川、塚原川、中川、大江川、前沢川、天沼川、石田川、金精川及び木ノ芽沢川）<br>6　宮川<br>内川合流点から上流の本流及びその支流（簗目川）<br>7　武茂川<br>那珂川合流点から上流の本流及びその支流（久那川、 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

| | | |
|---|---|---|
| | 矢又川、大内川、大室川、砂川、大那地川、盛谷川、久通川、保の内川、大波川、入郷川、間越川、仲山川、木曽分川、檜沢川、浅ヶ沢川及び大川沢川）<br>８　箒川<br>（1）那珂川町浄法寺橋から上流小種島大橋に至る区域<br>（2）那須塩原市高阿津堰から上流の区域及びその支流（唐滝沢川、野沢川、清水川、下戸倉沢川及び上戸倉沢川）<br>９　巻川<br>箒川合流点から上流の区域<br>10　蛇尾川<br>大田原市片府田地先箒川合流点から上流の本流及びその支流（町井川、不動川、鹿島川、蕪中川、熊川、大巻川、小巻川、大蛇尾川、小蛇尾川及び鍋有沢川　）<br>11　百村川<br>大田原市花園地先箒川合流点から上流の本流及び　その支流（篠谷川、深川、念仏川及び加茂内川）<br>12　松葉川<br>那珂川合流点から上流大田原市下高橋までの本流及びその支流（岡沢川、野上川、尻高田川、愛吉沢川、羽黒沢川、前松葉川、奈良戸沢川、木佐美沢川、木佐美川及び鍛冶内川）<br>13　余笹川<br>那須町下川下余笹橋から上流の本流及びその支流　（棒川、四ツ川、苦戸川及び白戸川）<br>14　黒川<br>那須町芦野黒川橋から上流の本流及びその支流（板敷川）<br>15　奈良川<br>那須町睦家地先三蔵川合流点から上流の本流及びその支流（菖蒲川）<br>16　三蔵川<br>那須町大秋津橋から上流の本流及びその支流（大和須川、梓川、ドロブ川、木下川及び荒金沢川） | |
| | 那珂川<br>茂木町大畑梅ノ木淵下端から大瀬橋に至る区域 | １月１日から 12 月 31 日までの午前６時から午後６時まで |
| やす突 | 1　逆川<br>茂木町平成橋から下流林橋に至る区域<br>2　坂井川<br>茂木町みその橋から下流の区域 | １月１日から 12 月 31 日まで |
| 全漁法 | １　那珂川<br>（1）那珂川町地先三川又用水頭首工から上流 50 メートル下流 100 メートルの区域<br>（2）那須塩原市板室板室ダム堰堤の上下流各 100 メートルの区域<br>（3）那須塩原市板室板室発電所放水口から下流 100 メートルの地点に至る区域<br>（4）那須塩原市百村深山ダム堰堤から下流 1.4 キロメートルの地点にある砂防堰堤に至る区域<br>（5）那須塩原市百村深山ダム堰堤から上流梅船橋に至る深山ダム湛水区域 | １月１日から 12 月 31 日まで |

| | | |
|---|---|---|
| | 2　荒川<br>　那須烏山市森田頭首工から上流100メートル、下流100メートルの区域<br>3　武茂川<br>(1) 大田原市雲巌寺三和橋から上流梅船橋に至る区域<br>(2) 那珂川町大山田下郷大河内橋から上流御前岩橋の上流420メートルの地点に至る区域<br>4　鍋有沢川<br>　全区域<br>5　小蛇尾川<br>　下部ダム下流 400 メートルの地点から上流の下部調整池に至る区域（調整池を含む。）<br>6　小沢名川<br>　全区域<br>7　湯川<br>　那須塩原市板室地内那珂川合流点から上流の本流及びその支流（小沼沢川） | |

２　前項に定めるもののほか、本会は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

（全長の制限）

第６条　第４条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

| 魚　　種 | 全　　長 |
|---|---|
| さくらます・やまめ及びいわな | 15センチメートル |
| うなぎ | 25センチメートル |
| こい | 20センチメートル |

（遊漁料の額及び納付方法）

第７条　遊漁者の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

| 名　　称 | 魚　　種 | 漁具及び漁法 | 期　間 | 遊　漁　料 | 附加料金 |
|---|---|---|---|---|---|
| 遊漁年証 | 全魚種 | 投網を除く全漁法 | １年 | 14,000円 | － |
| 渓流魚年証 | 渓流魚 | 投網を除く全漁法 | １年 | 10,000円 | － |
| 雑魚年証 | 雑魚 | 投網を除く全漁法 | １年 | 7,000円 | － |
| 投網年証 | 全魚種 | 全漁法 | １年 | 18,000円 | － |
| 中学生投網年証 | 全魚種 | 全漁法 | １年 | 4,000円 | － |
| 日釣券 | 全魚種 | 投網を除く全漁法 | １日 | 3,000円 | 3,000円 |
| 渓流魚日釣券 | 渓流魚 | 投網を除く全漁法 | １日 | 2,000円 | 2,000円 |
| 雑魚日釣券 | 雑魚 | 投網を除く全漁法 | １日 | 1,500円 | 1,500円 |
| 投網１日券 | 全魚種 | 全漁法 | １日 | 5,000円 | 5,000円 |

注１　全魚種とは、本会が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、渓流魚とは、全魚種よりあゆ、こい及びうなぎを除いた魚種を、雑魚とは、全魚種よりあゆ、こい、うなぎ、さくらます・やまめ及びいわなを除いた魚種をいう。

注２　中学生投網年証は、中学校生徒に限り利用できるものとする。

注３　遊漁料の納付場所は、会員組合事務所その他組合があらかじめ指定する場所とする。
　　ただし、日釣券、渓流魚日釣券及び投網１日券にあっては、遊漁料に附加料金を加算することにより、　漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

２　前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

| | |
|---|---|
| 未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒 | 無料（中学校生徒にあっては、投網による遊漁をする場合を除く。） |
| 女性及び障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は | 前項に規定する遊漁料の１／２に相当する額 |

| | |
|---|---|
| 精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。） | |

３　前２項の規定にかかわらず、本会が開設する特設釣場又はつかみどり漁場において、あゆ、さくらます・やまめ、にじます、いわな、こい又はふなの遊漁をしようとする者は、本会が別に定めて公示した遊漁料を納付しなければならない。

４　前３項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

| 種別 | 魚種 | 漁具及び漁法 | 区域 | 期間 | 遊漁料 | 附加料金 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 共通遊漁券 | あゆ | 竿釣 | 特別漁場、特設釣場を除く区域 | １年 | 40,000 円 | － |
| | さくらます・やまめ、にじます、いわな | 竿釣 | | １年 | 25,000 円 | － |

注　遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。

５　遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場指導員に納付することができる。

（遊漁承認証に関する事項）

第８条　本会は、第２条第１項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。また、遊漁承認証に記載が無いものは無効とする。ただし、日券にあっては下記の（1）は除く

（１）承認を受けた者の氏名、住所、年齢

（２）承認期間（発行年度）

（３）遊漁料の額又は遊漁券の種類

（４）発行者名

（５）その他参考となるべき事項

２　遊漁承認証の交付は、前条第５項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

３　遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

４　遊漁承認証を紛失した場合の再交付は行わない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第９条　遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

２　遊漁者は、遊漁に際しては、漁場指導員の指示に従わなければならない。

３　遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

４　遊漁者は、漁場内における川底をかくはんしてはならない。

５　遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

６　不注意による水難事故については、本会は一切の責任は負わない。

７　河川に、空き缶、釣糸、弁当などのゴミは投げ棄てないで必ず始末するか、持ち帰るものとする。

（漁場指導員）

第 10 条　漁場指導員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

２　漁場指導員は、次に掲げる事項を記載した漁場指導員証を携帯し、かつ、漁場指導員であることを表示する帽子又は腕章等をつけるものとする。

（１）役職名

（２）住所

（３）氏名

（４）生年月日

（５）発行者名

（６）有効期間

（違反者に対する措置）

第 11 条　本会は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附　則

1　この規則は令和６（2024）年１月１日から施行する。

2　この規則施行前に栃木県知事により認可された栃木県那珂川漁業協同組合連合会遊漁規則により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効なものとする。